

新たな外国人材の受入れについて



平成31年4月
出入国在留管理庁

最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

【資料(目次)】

1	外国人材の受入れ体制	1
2	制度概要 ①在留資格について	2
3	制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	3
4	新たな外国人材受入れ制度(外国人材用)	4
5	新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用)	5
7	特定技能における分野別の協議会について	7
8	新たな外国人材受入れ制度(登録支援機関用)	8
10	在留資格「特定技能」の新設に係る特例措置	10

外国人材の受入れ体制



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

外国人との共生社会の実現に向けた
意見聴取・啓発活動等

生活者としての外国人に対する支援

外国人材の適正・円滑な受入れの
推進に向けた取組

新たな在留管理体制の構築

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者 (観光客等)



留学生等



日本人の配偶者等



(専門的・技術的分野)
就労資格外国人



特定技能外国人

新設

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針
(14分野)

技能実習法



技能実習生



制度概要 ①在留資格について

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
 (14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

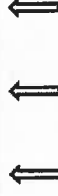
【就労が認められる在留資格の技能水準】

現行の在留資格

「高度専門職(1号・2号)」
 「教授」
 「技術・人文知識・国際業務」
 「介護」
 「技能」等

新たに創設する在留資格

「特定技能2号」



「特定技能1号」

専門的・技術的分野

非専門的・非技術的分野

「技能実習」

制度概要 ② 受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

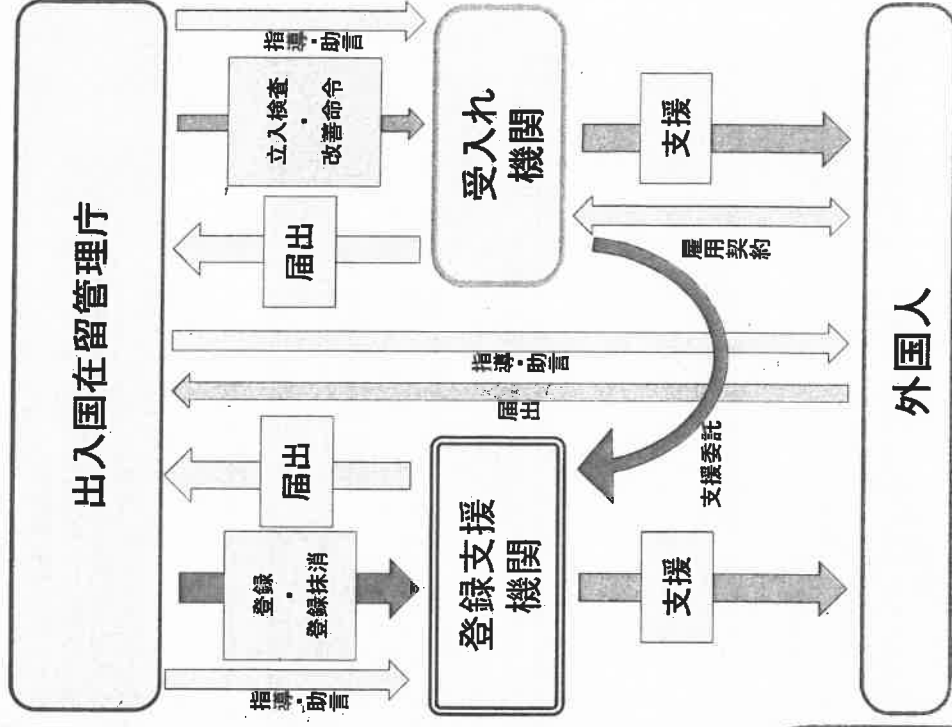
- 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
 - ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切 (例：報酬額が日本人と同等以上)
 - ② 機関自体が適切 (例：5年以内に入出国・労働法令違反がない)
 - ③ 外国人を支援する体制あり (例：外国人が理解できる言語で支援できる)
 - ④ 外国人を支援する計画が適切 (例：生活オリエンテーション等を含む)
- 2 受入れ機関の義務
 - ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行 (例：報酬を適切に支払う)
 - ② 外国人への支援を適切に実施
 - 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けられることがある。

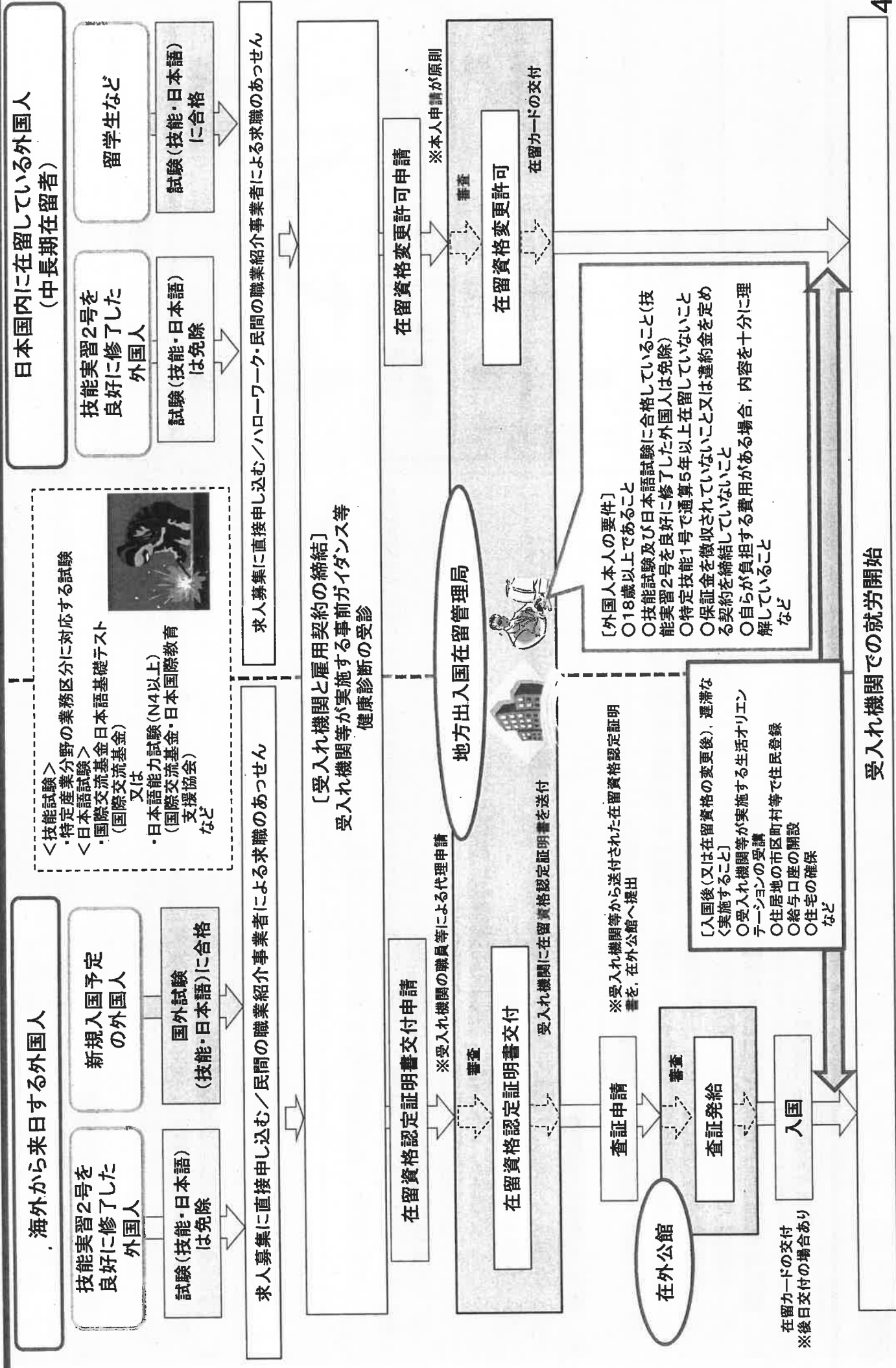
登録支援機関について

- 1 登録を受けるときの基準
 - ① 機関自体が適切 (例：5年以内に入出国・労働法令違反がない)
 - ② 外国人を支援する体制あり (例：外国人が理解できる言語で支援できる)
- 2 登録支援機関の義務
 - ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

外国人

国外試験（技能・日本語）に合格した外国人
又は、
技能実習2号を良好に修了した外国人（帰国済み）

特定技能雇用契約の締結

- ・ 報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同以上であること
- ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
- ・ 報酬、福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等
- ・ 受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等
- ・ 健康診断の受診

- 労働、社会保険、租税関係法令を遵守していること
- 1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと 等
- 5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

登録支援機関と委託契約の締結
(注) 受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人
支援の全部を実施することが困難である場合、同支
援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

1号特定技能外国人支援計画を策定

- <記載事項>
- ・ 職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援（入国前の情報提供、住宅の確保等）
 - ・ 支援計画の全部を委託する場合は、その契約内容
 - ・ 支援責任者等

在留資格認定証明書交付申請（地方出入国在留管理局へ）

- <主な添付資料>
- ・ 受入れ機関の概要
 - ・ 特定技能雇用契約書の写し
 - ・ 1号特定技能外国人支援計画
 - ・ 日本語能力を証する資料
 - ・ 技能を証する資料 等



受入れ機関から
外国人へ送付

在外公館に査証申請

査証受領

入国

就労開始

在留資格認定証明書受領

【各種支援】

- ①生活オリエンテーション、②生活のための日本語習得の支援、③外国人からの相談・苦情対応、④外国人と日本人との交流の促進に係る支援、⑤転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

【各種届出】①雇用契約の変更等、②支援計画の変更、③支援計画の実施状況 等

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）



外国人

国内試験(技能・日本語)に合格した外国人
又は
技能実習2号を良好に修了した外国人(在留中)

特定技能雇用契約の締結

- ・報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
- ・一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
- ・報酬、福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等
- ・受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等
- ・健康診断の受診

受入れ機関

- 労働、社会保険、租税関係法令を遵守していること
- 1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと
- 5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

登録支援機関と委託契約の締結

(注)受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人
支援の全部を実施することが困難である場合、同支
援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

1号特定技能外国人支援計画を策定

<記載事項>

- ・職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援(在留資格変更許可申請前の情報提供、住宅の確保等)
- ・支援計画の全部を委託する場合は、その契約内容
- ・支援責任者等

在留資格変更許可申請(地方出入国在留管理局へ)

- <主な添付資料>
- ・受入れ機関の概要
 - ・特定技能雇用契約書の写し
 - ・1号特定技能外国人支援計画



- ・原則は外国人本人による申請
- ・受入れ機関の職員は、地方局長に申請等取次者として承認を受けた場合、申請を取り次ぐことが可能

在留資格「特定技能1号」 へ在留資格変更

就労開始

【各種支援】

- 生活オリエンテーション、
- 生活のための日本語習得の支援、
- 外国人からの相談・苦情対応、
- 外国人と日本人との交流の促進に係る支援、
- 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

【各種届出】①雇用契約の変更等、②支援計画の変更、③支援計画の実施状況 等

特定技能における分野別の協議会について



ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ

特定技能外国人を受け入れる全ての受入れ機関は協議会の構成員になることが必要（注）



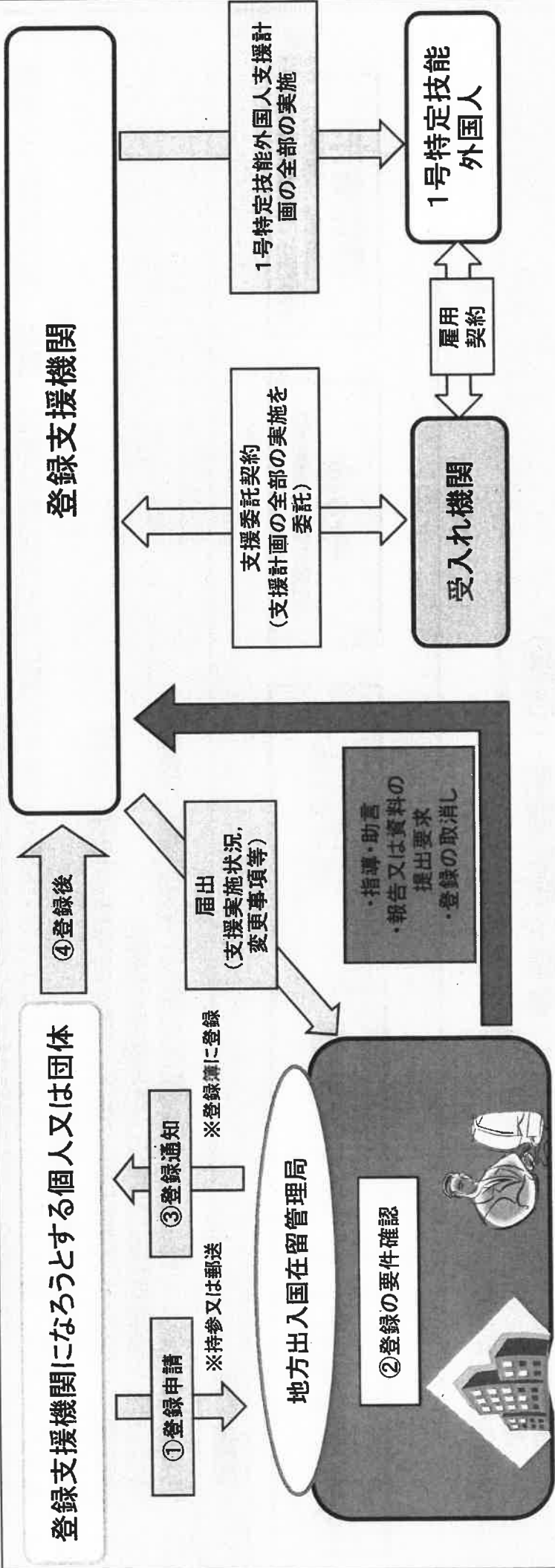
活動内容

- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。



新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。



1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）
申請方法	持参又は郵送
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録支援機関登録申請書（様式は出入国在留管理庁ホームページに掲載） ○ 収入印紙（申請手数料）（新規登録2万8,400円，登録更新1万1,100円） ○（個人の場合）住民票の写し 等 ○（法人の場合）登記事項証明書，定款又は寄付行為の写し，役員の住民票の写し 等 <p>※ 詳細は出入国在留管理庁ホームページに掲載</p>

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
- 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が，2年以内に中長期在留者（就労資格に限る。）の受入れ実績があること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が，2年以内に報酬を得る目的で，業として，外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 選任された支援責任者及び支援担当者が，過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格に限る。）の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 上記のほか，登録支援機関になろうとする個人又は団体が，これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
- 外国人が十分理解できる言語で情報提供等の支援を実施することができる体制を有していること
- 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
- 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていないこと
など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く，中長期に在留する外国人をいい，在留カードを所持している者。



在留資格「特定技能」の新設に係る特例措置

【特例措置の概要】

「特定技能」の新設に伴い、当面の間、「特定技能1号」に変更予定の外国人に「特定活動」(就労可)を付与

【特例措置の趣旨】

2019年4月1日に改正入管法が施行されたところ、「技能実習2号」修了者(建設特例・造船特例による「特定活動」で在留中の者も含む。)は、「特定技能1号」の技能試験・日本語試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置する。

【特例措置の内容】

- 対象者
「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」(外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者)のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019年9月末までに在留期間が満了する者
- 許可する在留資格・在留期間: 「特定活動(就労可)」, 4月(原則として更新不可)
- 許可するための要件(以下のいずれも満たすことが必要)
 - ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
 - ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
 - ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
 - ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
 - ⑤ 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語試験の合格免除に対応する法令を遵守していること
 - ⑥ 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税関係、暴力団関係、不正行為等に該当しないこと
 - ⑦ 受入れ機関が、欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
 - ⑧ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

【想定される手続の流れ】

- 2019年9月末日までに従前の在留期間が満了予定
 ⇒ 就労継続を希望する場合、「特定活動」への変更許可申請 ⇒ 変更許可(在留期間4月)
 ⇒ 準備でき次第、「特定活動」から、「特定技能1号」への変更許可申請
 ⇒ 所定の基準に適合すれば、「特定技能1号」への変更許可 (※ 「特定活動」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入)